

官報

号外 昭和三十三年六月二十五日

○第二十九回 参議院會議録第七号

昭和三十三年六月二十五日(水曜日)午
前十一時開議

議事日程 第七号

昭和三十三年六月二十五日

午前十時開議

第一 市町村立学校職員給与負担
法の一部を改正する法律案(趣
旨説明)

第二 職米価格の安定に関する臨
時措置法案(趣旨説明)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

去る十八日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

内閣委員

剣木 亨弘君

通信委員

手島 榮君

予算委員

林田 正治君

同

森田 豊壽君

議院運営委員

佐野 廣君

懲罰委員

田中 啓一君

同

江田 三郎君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員

手島 榮君

通信委員

剣木 亨弘君

予算委員 佐野 廣君

同 田中 啓一君

議院運営委員 林田 正治君

同 森田 豊壽君

懲罰委員 山下 義信君

同日内閣から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを大蔵委員会に
付託した。

国有財産法第十三条第二項の規定に
基き、国会の議決を求めるの件
同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

市町村立学校職員給与負担法の一部
を改正する法律案

去る十七日各委員長から提出した左の
調査承認要求に対し、議長は、去る十
八日それぞれこれを承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 租税及び金融等に
関する調査

一、目的 税制改正、金融政策の確
立、国有財産の管理及び専売事業
の適正なる運営等に資する。

一、方法 関係方面から説明並びに
意見を聴取し、資料の収集、実地
調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規
則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年六月十七日

大蔵委員長 前田 久吉

参議院議長松野鶴平殿

調査承認要求書

一、事件の名称 教育、文化及び学
術に関する調査

一、目的 教育制度、教育行政、教
育財政及び文化、學術の諸問題を
つづさに調査研究し、教育、文化
及び學術の健全なる発展に資す
る。

一、方法 関係者から意見を聴取
し、参考資料を収集し、必要に応
じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規
則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年六月十七日

文教委員長 竹中 勝男

参議院議長松野鶴平殿

去る十八日議長は内閣総理大臣宛、左
の者を第二十九回国会政府委員に任命
することを承認した旨回答した。

内閣官房長官 赤城 宗徳君

内閣官房副長官 松本 俊一君

同 鈴木 俊一君

内閣官房内閣審議
室長兼内閣総理大
臣官房審議室長 吉田 信邦君

法制局長官 林 修三君

法制局次長 高辻 正巳君

法制局第一部長 龜岡 康夫君

法制局第二部長 野木 新一君

法制局第三部長 山内 一夫君

人事院総裁 浅井 清君

総理府総務長官 松野 頼三君

総理府総務副長官 佐藤 朝生君

公正取引委員
員会委員長 長沼 弘毅君

公正取引委員
会事務局長 坂根 哲夫君

警察庁長官 坂井 榮三君

警察庁次官 坂井 時忠君

警察庁刑事局長 中川 董治君

警察庁保安局長 原 文兵衛君

警察庁警備局長 山口 喜雄君

調達庁長官 丸山 信君

調達庁次官 小里 玲君

行政管理局次官 濱野 清吾君

北海道開発
政務次官 佐藤清一郎君

自治庁長官 黒金 泰美君

自治庁次官 松村 清之君

防衛庁長官 辻 寛一君

防衛庁次官 門叶 宗雄君

防衛庁防衛局長 加藤 陽三君

防衛庁装備局長 小山 雄二君

経済企画政務次官 河本 敏夫君

経済企画庁 宮川新一郎君

長官官房長 大堀 弘君

調整局長 石井 桂君

科学技術政務次官 原田 久君

科学技術庁 佐々木義武君

原子力局長 木島 虎蔵君

法務政務次官 福原 忠男君

法務省保護局長 竹内 俊吉君

外務省アジア局長 板垣 修君

外務省アム
リカ局長 森 治樹君

外務省欧亜局長 金山 政英君

外務省経済局長 牛場 信彦君

外務省条約局長 高橋 通敏君

外務省国際
連合局長 宮崎 章君

大蔵政務次官 山中 貞則君

同 佐野 廣君

大蔵省主計局長 石原 周夫君

大蔵省主計局次長 村上 一君

同 佐藤 一郎君

大蔵省主税局長 原 純夫君

大蔵省理財局長 正示啓次郎君

大蔵省管財局長 賀屋 正雄君

大蔵省銀行局長 石田 正君

大蔵省為替局長 酒井 俊彦君

文部政務次官 高見 三郎君

文部省初等中
等教育局長 内藤三郎君

厚生政務次官 池田 清志君

厚生大臣官房長 太宰 博邦君

厚生省保険局長 高田 正巳君

農林政務次官 石坂 繁君	大蔵委員 森田 豊壽君	大蔵委員 白井 勇君	同 林屋龜太郎君
同 高橋 衛君	文教委員 佐野 廣君	文教委員 吉江 勝保君	同 藤田藤太郎君
農林大臣官房長 齋藤 誠君	商工委員 大谷 實雄君	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十九回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。	農林水産委員 大河原 次君
農林省農地局長 安田善一郎君	決算委員 高橋 衛君	農林水産委員 佐藤清一郎君	同 北村 暢君
農林省振興局長 永野 正二君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	通信委員 横川 信夫君	建設委員 斎藤 昇君
農林省蚕糸局長 須賀 賢二君	地方行政委員 森田 豊壽君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
食糧庁長官 小倉 武一君	法務委員 平井 太郎君	内閣委員 佐藤清一郎君	同 藤田藤太郎君
水産庁長官 奥原日出男君	大蔵委員 白井 勇君	地方行政委員 永野 護君	同 大河原 次君
通商産業政務次官 中川 俊思君	文教委員 大谷 實雄君	法務委員 吉江 勝保君	同 北村 暢君
同 大島 秀二君	商工委員 佐野 廣君	同 光村 甚助君	同 平井 太郎君
通商産業大臣官房長 齋藤 正年君	決算委員 白井 勇君	同 高田なほ子君	同 吉江 勝保君
通商産業省 松尾泰一郎君	同日各委員会において当選した理事は左の通りである。	同日各委員会において当選した理事は左の通りである。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
通商産業省 松尾 金藏君	商工委員会 大竹平八郎君(相馬助治君の補欠)	大蔵委員 森田 豊壽君	建設省河川局長 山本 三郎君
通商産業省 松尾 金藏君	建設委員会 武藤 常介君(石井桂君の補欠)	農林水産委員 藤原 道子君	建設省道路局長 佐藤 寛政君
中小企業庁長官 川上 爲治君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	通信委員 山口 重彦君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
運輸政務次官 中馬 辰猪君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
運輸大臣官房長 朝田 静夫君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
郵政政務次官 廣瀬 正雄君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
郵政省電波 濱田 成徳君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
労働大臣官房長 澁谷 直藏君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
労働省労務局長 龜井 光君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
建設政務次官 徳安 實藏君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
建設大臣官房長 柴田 達夫君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房長官赤城宗徳君外八十名(前掲の議長承認のとおり)を第二十九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員 平井 太郎君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
法務委員 白井 勇君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同	大河原 一次君
同	北村 暢君
法務委員	高田 なほ子君
文教委員	斎藤 昇君
同	藤原 道子君
社会労働委員	木島 虎蔵君
同	近藤 信一君
農林水産委員	千葉 信君
同	松本 治一郎君
予算委員	後藤 文夫君
決算委員	田村 文吉君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
内閣委員	近藤 信一君
同	千葉 信君
同	松本 治一郎君
法務委員	藤原 道子君
文教委員	木島 虎蔵君
同	高田 なほ子君
社会労働委員	斎藤 昇君
同	藤田 藤太郎君
農林水産委員	大河原 一次君
同	北村 暢君
予算委員	田村 文吉君
決算委員	後藤 文夫君
同日各委員会において当選した理事は左の通りである。	
外務委員会	尚武君 (石黒忠篤君の補欠)
農林水産委員会	北村 暢君 (北村暢君の補欠)

議院運営委員会

理事 田中 茂穂君 (佐野廣君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

一、方法 關係各々から説明及び意見を聴取するとともに資料を収集し、且つ、必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年六月二十四日

外務委員長 寺本 廣作

参議院議長松野鶴平殿

同日内閣から、左記の者を米価審議会委員に任命致したので国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

一、方法 關係各々より説明を聴取し、且つ資料の提出を求め、必要に応じて現地に実地調査のため委員を派遣する。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年六月十九日

予算委員長 泉山 三六

参議院議長松野鶴平殿

昨二十四日委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は、即日これを承認した。

一、目的 現下の外交上の重要問題を調査研究し、国際情勢の把握につとめ、わが国外交の円滑なる推進に寄与する。

一、方法 關係各々から説明及び意見を聴取するとともに資料を収集し、且つ、必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年六月二十四日

外務委員長 寺本 廣作

参議院議長松野鶴平殿

同日内閣から、左記の者を米価審議会委員に任命致したので国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

一、方法 關係各々より説明を聴取し、且つ資料の提出を求め、必要に応じて現地に実地調査のため委員を派遣する。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十三年六月十九日

予算委員長 泉山 三六

参議院議長松野鶴平殿

昨二十四日委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は、即日これを承認した。

一、事件の名称 国際情勢等に関する調査

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。石黒忠篤君、天坊裕彦君から、いずれも海外旅行のため会期中請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。灘尾文部大臣。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 今回、政府から提出いたしました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

改正の第一は、市町村立の小学校、中学校等の教職員に対する管理職手当を都道府県の負担とすることであり、すなわち、国立大学の学長、学部長等につきましては、これらの職員が管理または監督の地位にあることにかんがみ、一般職の職員の給与に関する法律第十条の二の規定により、昭和三十一年度から俸給の特別調整額、すなわち、いわゆる管理職手当が支給されておるのでありますが、国立の高等学校以下の校長に対する管理職手当につきましては、本年度から、その支給に必要な予算措置が講ぜられたのであります。国立の高等学校以下の校長に対して管理職手当が支給されることになり、また、教育公務員特例法第二十五条の五の「公立学校の教育公務員の給与の種類及び額は、国立学校の教育公務員の給与の種類及び額を基準として定める」という規定により、公立の高等

学校以下の校長に對しましても、同様、管理職手当が支給されることになるのであります。この場合、市町村立の義務教育諸学校等の経費のうち、教職員の給与費については、従来、都道府県の負担となつていたので、今回、校長に對する管理職手当につきましても、他の給与と同様、都道府県の負担とすることが適當と考えられるので、この点を規定したものであります。なお、都道府県が負担する管理職手当のうち、義務教育諸学校分については、義務教育費国庫負担法第三條の規定により、その支出額の二分の一が國が負担することとなつてゐるのであります。

管理職手当の支給に伴う財政措置といたしましては、義務教育費国庫負担金として約四億四千五百万円を計上しておりますほか、地方負担分につきましては、地方財政計画等において必要なる措置を講じているのであります。

改正の第三は、給与を都道府県が負担する事務職員の範囲が吏員に相當する者であることを明らかにする等、規定の整備を行うこととあります。

最後に、この法律は公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用することといたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。発言を許します。湯山勇君。

〔湯山勇君登壇、拍手〕
○湯山勇君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました法律案のうち、特に管理職手当について、若干の質問をいたします。

管理職手当につきましては、これが前国会に提案されました当時から、いろいろ疑義を持たれておつたのでございます。その最も大きいものは、校長に管理職手当を支給することによつて、校長を組合から離脱させ、それによつて組合の弱体化をはかり、教育の権力支配を強化するのではないかという点でございます。このことは、すべての報道機関が一致して指摘しているところでありまして、また、文部省もしばしば校長の組合離脱を勧奨した事実が

ござります。ことに、前国会中、この法律と表裏の關係にあるとして、校長、教頭非組合員化の法案を出し、その政治的挑発によつて対決の場を作り、これを衆議院解散の突破口にしよう、こつちの策動が、当時の総務会長佐藤大蔵大臣によつて進められたことは周知の事実でございます。これらの事実から、この管理職手当がきつめて政治的なものであり、勤務評定と同様に、教員組合対策であるという批判は当然起つてくると思つてござります。

なお、この手当の性格を明らかにするため、この際、当時、六役会議の中心となつてこの問題を取り扱つてきた佐藤、三木兩大臣から、それぞれの立場において、当時の経緯を伺いたいのでござります。もし、この管理職手当にそのような意圖がないと言われるのでござりますならば、政府は、将来において、なお校長、教頭を非組合員化するようなことはしない、こつち御言明をいただけるかどうか、岸総理に伺いたいでござります。なお、当時伝えられましたごとく、地方公務員の全体について、管理職を組合から離脱させるというようなことを考へておられるかどうか、この点もあわせてお伺いいたします。

第二の疑念は、この手当が不純な利益誘導ではないか、今日まで次第に権力による教育支配を強化してきた政府が、新たに金力、つまり金の力によつて教育支配を意圖しているのではないかと疑問でござります。校長が職員団体に加入することは、憲法で保障された自由でござります。もちろん、法的にも何ら問題がないことを、自治庁は、昭和二十六年、仙台市の照会に對して、明確に回答しているものでござります。すなわち、職員団体である組合に校長が加入することは、本人の自主的判斷によるべきものであるといふのでござります。今もし管理職手当を支給することによつて、直接間接を問わず、政府が校長の非組合員化を促し、あるいは教育委員会側に引きつけるようなことがあれば、それは解をまいて魚をつるのたぐいであります。校長の憲法で保障された自由と信念を、金の力で拘束することになるのでござります。これでは多くの校長はかえつて迷惑を感じ、さらには侮辱をも感じるのではないでしようか。現に、高知県の校長さんたちが管理職手当の返上を申し合せたと伝えられているのは、この間の消息を物語るものと思つてござります。この手当を受けることによつて、従来に比し、校長の身分、職務内容、権限に変化はないかどうか、また、新たな拘束をいかなる形において受けることはないかどうかという点について、岸総理の御所見を伺いたいでござります。なおまた、自治庁長官からは、今もなお、校長の職員団体への加入は、校長の自主

的判斷によるべきであるという見解に変わりはないかどうかを、念のために伺いたいでござります。

第三には、管理職手当が、校長と児童生徒をより疎遠にするのではないかと、この点でござります。子供たちとの接触が少なくなるということが、今日、校長の最大の悩みでござります。この手当の支給によつて、校長の管理者的意識が強化され、教育委員会側に引き寄せられることになれば、心理的にも、事実においても、一そう子供たちから校長を引き離すことになるのでござります。さらに、校長の中には、子供たちよりも教育委員会を重視し、これに迎合する者もできるおそれもないではないのでござります。これを裏づけるかのごとく、全国教育長協議会の作つた勤務評定の評定項目に、私どもが夢にも考えなかつた「上司や有力者にこびへつらい取り入ることはしないか」ということがござりまして、これを五段階に評定するといふのでござります。校長がこのような情ない評定を受ける案を、文部省は最善のものとして賞賛しておるのでござります。ここに私どもは、大きな不安を感じるものでござります。子供好きと言われておる岸総理は、こつちのことについて、どうお感じになりますか。また、文部大臣のこれに對する御所見を伺いたいでござります。

よつて教育支配を意圖しているのではないかと疑問でござります。校長が職員団体に加入することは、憲法で保障された自由でござります。もちろん、法的にも何ら問題がないことを、自治庁は、昭和二十六年、仙台市の照会に對して、明確に回答しているものでござります。すなわち、職員団体である組合に校長が加入することは、本人の自主的判斷によるべきものであるといふのでござります。今もし管理職手当を支給することによつて、直接間接を問わず、政府が校長の非組合員化を促し、あるいは教育委員会側に引きつけるようなことがあれば、それは解をまいて魚をつるのたぐいであります。校長の憲法で保障された自由と信念を、金の力で拘束することになるのでござります。これでは多くの校長はかえつて迷惑を感じ、さらには侮辱をも感じるのではないでしようか。現に、高知県の校長さんたちが管理職手当の返上を申し合せたと伝えられているのは、この間の消息を物語るものと思つてござります。この手当を受けることによつて、従来に比し、校長の身分、職務内容、権限に変化はないかどうか、また、新たな拘束をいかなる形において受けることはないかどうかという点について、岸総理の御所見を伺いたいでござります。なおまた、自治庁長官からは、今もなお、校長の職員団体への加入は、校長の自主

よつて教育支配を意圖しているのではないかと疑問でござります。校長が職員団体に加入することは、憲法で保障された自由でござります。もちろん、法的にも何ら問題がないことを、自治庁は、昭和二十六年、仙台市の照会に對して、明確に回答しているものでござります。すなわち、職員団体である組合に校長が加入することは、本人の自主的判斷によるべきものであるといふのでござります。今もし管理職手当を支給することによつて、直接間接を問わず、政府が校長の非組合員化を促し、あるいは教育委員会側に引きつけるようなことがあれば、それは解をまいて魚をつるのたぐいであります。校長の憲法で保障された自由と信念を、金の力で拘束することになるのでござります。これでは多くの校長はかえつて迷惑を感じ、さらには侮辱をも感じるのではないでしようか。現に、高知県の校長さんたちが管理職手当の返上を申し合せたと伝えられているのは、この間の消息を物語るものと思つてござります。この手当を受けることによつて、従来に比し、校長の身分、職務内容、権限に変化はないかどうか、また、新たな拘束をいかなる形において受けることはないかどうかという点について、岸総理の御所見を伺いたいでござります。なおまた、自治庁長官からは、今もなお、校長の職員団体への加入は、校長の自主

よつて教育支配を意圖しているのではないかと疑問でござります。校長が職員団体に加入することは、憲法で保障された自由でござります。もちろん、法的にも何ら問題がないことを、自治庁は、昭和二十六年、仙台市の照会に對して、明確に回答しているものでござります。すなわち、職員団体である組合に校長が加入することは、本人の自主的判斷によるべきものであるといふのでござります。今もし管理職手当を支給することによつて、直接間接を問わず、政府が校長の非組合員化を促し、あるいは教育委員会側に引きつけるようなことがあれば、それは解をまいて魚をつるのたぐいであります。校長の憲法で保障された自由と信念を、金の力で拘束することになるのでござります。これでは多くの校長はかえつて迷惑を感じ、さらには侮辱をも感じるのではないでしようか。現に、高知県の校長さんたちが管理職手当の返上を申し合せたと伝えられているのは、この間の消息を物語るものと思つてござります。この手当を受けることによつて、従来に比し、校長の身分、職務内容、権限に変化はないかどうか、また、新たな拘束をいかなる形において受けることはないかどうかという点について、岸総理の御所見を伺いたいでござります。なおまた、自治庁長官からは、今もなお、校長の職員団体への加入は、校長の自主

よつて教育支配を意圖しているのではないかと疑問でござります。校長が職員団体に加入することは、憲法で保障された自由でござります。もちろん、法的にも何ら問題がないことを、自治庁は、昭和二十六年、仙台市の照会に對して、明確に回答しているものでござります。すなわち、職員団体である組合に校長が加入することは、本人の自主的判斷によるべきものであるといふのでござります。今もし管理職手当を支給することによつて、直接間接を問わず、政府が校長の非組合員化を促し、あるいは教育委員会側に引きつけるようなことがあれば、それは解をまいて魚をつるのたぐいであります。校長の憲法で保障された自由と信念を、金の力で拘束することになるのでござります。これでは多くの校長はかえつて迷惑を感じ、さらには侮辱をも感じるのではないでしようか。現に、高知県の校長さんたちが管理職手当の返上を申し合せたと伝えられているのは、この間の消息を物語るものと思つてござります。この手当を受けることによつて、従来に比し、校長の身分、職務内容、権限に変化はないかどうか、また、新たな拘束をいかなる形において受けることはないかどうかという点について、岸総理の御所見を伺いたいでござります。なおまた、自治庁長官からは、今もなお、校長の職員団体への加入は、校長の自主

よつて教育支配を意圖しているのではないかと疑問でござります。校長が職員団体に加入することは、憲法で保障された自由でござります。もちろん、法的にも何ら問題がないことを、自治庁は、昭和二十六年、仙台市の照会に對して、明確に回答しているものでござります。すなわち、職員団体である組合に校長が加入することは、本人の自主的判斷によるべきものであるといふのでござります。今もし管理職手当を支給することによつて、直接間接を問わず、政府が校長の非組合員化を促し、あるいは教育委員会側に引きつけるようなことがあれば、それは解をまいて魚をつるのたぐいであります。校長の憲法で保障された自由と信念を、金の力で拘束することになるのでござります。これでは多くの校長はかえつて迷惑を感じ、さらには侮辱をも感じるのではないでしようか。現に、高知県の校長さんたちが管理職手当の返上を申し合せたと伝えられているのは、この間の消息を物語るものと思つてござります。この手当を受けることによつて、従来に比し、校長の身分、職務内容、権限に変化はないかどうか、また、新たな拘束をいかなる形において受けることはないかどうかという点について、岸総理の御所見を伺いたいでござります。なおまた、自治庁長官からは、今もなお、校長の職員団体への加入は、校長の自主

よつて教育支配を意圖しているのではないかと疑問でござります。校長が職員団体に加入することは、憲法で保障された自由でござります。もちろん、法的にも何ら問題がないことを、自治庁は、昭和二十六年、仙台市の照会に對して、明確に回答しているものでござります。すなわち、職員団体である組合に校長が加入することは、本人の自主的判斷によるべきものであるといふのでござります。今もし管理職手当を支給することによつて、直接間接を問わず、政府が校長の非組合員化を促し、あるいは教育委員会側に引きつけるようなことがあれば、それは解をまいて魚をつるのたぐいであります。校長の憲法で保障された自由と信念を、金の力で拘束することになるのでござります。これでは多くの校長はかえつて迷惑を感じ、さらには侮辱をも感じるのではないでしようか。現に、高知県の校長さんたちが管理職手当の返上を申し合せたと伝えられているのは、この間の消息を物語るものと思つてござります。この手当を受けることによつて、従来に比し、校長の身分、職務内容、権限に変化はないかどうか、また、新たな拘束をいかなる形において受けることはないかどうかという点について、岸総理の御所見を伺いたいでござります。なおまた、自治庁長官からは、今もなお、校長の職員団体への加入は、校長の自主

よつて教育支配を意圖しているのではないかと疑問でござります。校長が職員団体に加入することは、憲法で保障された自由でござります。もちろん、法的にも何ら問題がないことを、自治庁は、昭和二十六年、仙台市の照会に對して、明確に回答しているものでござります。すなわち、職員団体である組合に校長が加入することは、本人の自主的判斷によるべきものであるといふのでござります。今もし管理職手当を支給することによつて、直接間接を問わず、政府が校長の非組合員化を促し、あるいは教育委員会側に引きつけるようなことがあれば、それは解をまいて魚をつるのたぐいであります。校長の憲法で保障された自由と信念を、金の力で拘束することになるのでござります。これでは多くの校長はかえつて迷惑を感じ、さらには侮辱をも感じるのではないでしようか。現に、高知県の校長さんたちが管理職手当の返上を申し合せたと伝えられているのは、この間の消息を物語るものと思つてござります。この手当を受けることによつて、従来に比し、校長の身分、職務内容、権限に変化はないかどうか、また、新たな拘束をいかなる形において受けることはないかどうかという点について、岸総理の御所見を伺いたいでござります。なおまた、自治庁長官からは、今もなお、校長の職員団体への加入は、校長の自主

よつて教育支配を意圖しているのではないかと疑問でござります。校長が職員団体に加入することは、憲法で保障された自由でござります。もちろん、法的にも何ら問題がないことを、自治庁は、昭和二十六年、仙台市の照会に對して、明確に回答しているものでござります。すなわち、職員団体である組合に校長が加入することは、本人の自主的判斷によるべきものであるといふのでござります。今もし管理職手当を支給することによつて、直接間接を問わず、政府が校長の非組合員化を促し、あるいは教育委員会側に引きつけるようなことがあれば、それは解をまいて魚をつるのたぐいであります。校長の憲法で保障された自由と信念を、金の力で拘束することになるのでござります。これでは多くの校長はかえつて迷惑を感じ、さらには侮辱をも感じるのではないでしようか。現に、高知県の校長さんたちが管理職手当の返上を申し合せたと伝えられているのは、この間の消息を物語るものと思つてござります。この手当を受けることによつて、従来に比し、校長の身分、職務内容、権限に変化はないかどうか、また、新たな拘束をいかなる形において受けることはないかどうかという点について、岸総理の御所見を伺いたいでござります。なおまた、自治庁長官からは、今もなお、校長の職員団体への加入は、校長の自主

よつて教育支配を意圖しているのではないかと疑問でござります。校長が職員団体に加入することは、憲法で保障された自由でござります。もちろん、法的にも何ら問題がないことを、自治庁は、昭和二十六年、仙台市の照会に對して、明確に回答しているものでござります。すなわち、職員団体である組合に校長が加入することは、本人の自主的判斷によるべきものであるといふのでござります。今もし管理職手当を支給することによつて、直接間接を問わず、政府が校長の非組合員化を促し、あるいは教育委員会側に引きつけるようなことがあれば、それは解をまいて魚をつるのたぐいであります。校長の憲法で保障された自由と信念を、金の力で拘束することになるのでござります。これでは多くの校長はかえつて迷惑を感じ、さらには侮辱をも感じるのではないでしようか。現に、高知県の校長さんたちが管理職手当の返上を申し合せたと伝えられているのは、この間の消息を物語るものと思つてござります。この手当を受けることによつて、従来に比し、校長の身分、職務内容、権限に変化はないかどうか、また、新たな拘束をいかなる形において受けることはないかどうかという点について、岸総理の御所見を伺いたいでござります。なおまた、自治庁長官からは、今もなお、校長の職員団体への加入は、校長の自主

よつて教育支配を意圖しているのではないかと疑問でござります。校長が職員団体に加入することは、憲法で保障された自由でござります。もちろん、法的にも何ら問題がないことを、自治庁は、昭和二十六年、仙台市の照会に對して、明確に回答しているものでござります。すなわち、職員団体である組合に校長が加入することは、本人の自主的判斷によるべきものであるといふのでござります。今もし管理職手当を支給することによつて、直接間接を問わず、政府が校長の非組合員化を促し、あるいは教育委員会側に引きつけるようなことがあれば、それは解をまいて魚をつるのたぐいであります。校長の憲法で保障された自由と信念を、金の力で拘束することになるのでござります。これでは多くの校長はかえつて迷惑を感じ、さらには侮辱をも感じるのではないでしようか。現に、高知県の校長さんたちが管理職手当の返上を申し合せたと伝えられているのは、この間の消息を物語るものと思つてござります。この手当を受けることによつて、従来に比し、校長の身分、職務内容、権限に変化はないかどうか、また、新たな拘束をいかなる形において受けることはないかどうかという点について、岸総理の御所見を伺いたいでござります。なおまた、自治庁長官からは、今もなお、校長の職員団体への加入は、校長の自主

第四に、この手当は、校長のプライドを傷つけるものではないかという点でございます。今回支給される管理職手当は、本俸の七%になっているのでございます。現行管理職手当の最低は一二%でございますから、現行管理職手当の最低の半分にしかならないのでございます。もとより、管理職手当は超過勤務手当にかわるものとして始められたものでございますから、校長に管理職手当が支給されるならば、当然、一般教職員に超過手当が支給されてしかるべきでございます。もしまた、文字通り管理職の職務に対する手当であるとするならば、校長は管理職としては、現行の一二%を受けている最低の管理職の半人前であるという格づけがされることになるのでございます。それも時期をおくらせて、くれれば喜ぶであらうというよりな出し方は、かえって校長の職を侮辱し、教育を軽視するものであつて、著しく校長の誇りを傷つけるものでございます。この点については、総理大臣、さらに予算の關係もございまして、大蔵大臣、文部大臣から御所見を伺いたいでございまして。

以上、述べましたような疑念は、單なる説明では解消するものではございません。具体的な事実をもつて、快く校長が受けられるような条件を整えることが先決問題でございます。定期昇給さえも延伸し、あるいは足踏みさせ

ておいて、何の管理職手当でしようか、全国民待望のすし詰め教室解消は、どうなっているでしようか、科学技術教育の振興も、道徳教育も、すべて教育の能率の向上は、すし詰め教室の解消からであります。この観点から、先国会において、その予算も、法律も成立しているにもかかわらず、政府の怠慢から、二カ月たった今日、なおそのまゝ放置されているのは、一体いかなる理由によるのでございましょうか、その見通しはどうか、当事者である文部大臣、自治庁長官、大蔵大臣から、それぞれの立場で御説明をお願いいたします。

教育の問題で万人の求める政策は、たとえば、すし詰め教室の解消のごとき、何ら対決の必要はないのであります。そういう政策こそ、政府は真剣に取り上げるべきであつて、教育を政党間の対決の具に供せんとして、政治的意図のもとに、校長の非組合員化をはかったり、政治的意図のもとに、一方的に勤務評定を強行するようなことがあれば、それは教育と教師をもてあそばふものであつて、断じて許されないと思ふのであります。総理のこの点に対する基本的なお考えを伺いたいと存じます。

最後に、岸総理と池田國務大臣に伺いたします。

日本の教育が大きく転換を始めて、教育の問題が政党対決の場になった最初は、吉田内閣の大連文相時代でございます。その直前に、あの有名な池田・ロバートソン会議が行われたのでございます。その議事録草案には、日本の憲法と教育、愛国心、どんなことがあつても統を持たない教育を受けた青年の問題等、いろいろ重要な問題があげられておるのでございまして、このことは新聞紙上にも発表になった通りでございます。この池田・ロバートソン会議が、今日の文教政策と無関係であるとは、どうしても私も考えられないのでございまして、当時、池田國務大臣は、ロバートソン國務次官補と教育についてどのような話し合いをされたか、池田國務大臣からお聞かせを願いたいでございます。ことに最近、池田・ロバートソン会議の關係もあつて、池田國務大臣の再度渡米のうわさも出ておる折柄、どうか率直にお述べ下さいますように、これは特にお願ひ申し上げます。

これと関連をもつて岸総理に伺ひたいことは、かねて、総理は憲法改正論者であると言つておられますが、御承知の通り、憲法と教育基本法とは不離一体のものでございます。憲法改正は、当然、教育基本法の改正に直結いたじておられます。しかも、憲法改正論議の焦点が防衛問題であることを思い合せますと、何か私どもは、教育全体に不安を覚えるのでございまして、教育の改革が憲法改正の前提であるか、憲法改正をして教育を変えようとするのか、それらの問題も含めて、この際、総理の所見をお伺ひいたしまして、私の質問を終ることにいたします。(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) 答えをいたします。

この管理職手当を出すことが、校長等の非組合員化をはかつておるのはないか、これをやらないということをはつきり言明をしるというお話でございます。もちろん、この管理職手当というものは、校長等のこの職務から見まして、いわゆる管理職としてこれに、すでに大学の学長や学部長等にも出しておるような管理職手当を出すことが適当である、こういう考えでこれを考えたわけでありまして。

組合員に入るか入らないかということとは、今日校長の良識に待つということになっております。ただ私の考えによれば、この校長の職務を中正に行なっていくためには、組合員に加入しないということが望ましいと考えております。しかし、それを法律等において立法化かどうかという問題に關しましては、いろいろな点もございまして、十分検討してこれに処すべきものである、かように考えております。

それから管理職手当を出すことが、何かこれによって、いろいろ校長が職務を行ふ上において、規制を加えるこ

とになりはしないかという御心配でございますが、私どもは、この管理職手当を出すことが、むしろ校長として、教育法に定められておりますところの職員を監督し、校務をつかさどっていくという仕事を完全に、中正、公正に行うためにこれを出すわけでありまして、これによって不当に規制するということよりは、毛頭考えておらないのであります。

それから校長に管理職手当を出すことによって、校長と児童との關係が薄くなつて、むしろ教育委員会その他の方に非常に氣を引かれるようになって行きはしないかという御心配であります。が、私の今申し上げたように、管理職手当というのを出すのは、御承知の通り、教育法で定まつておる校長の特別の職務に對して、われわれが出さうというわけでありまして、決して別の意圖を持つておるわけではございません。そういう御心配は要らぬと思ひます。

なお、今回出しておる管理職手当が七%であるので、これが他の一二%出しておる従来の何に比して低いことが、校長のプライドを傷つけはしないかという御心配であります。これをわれわれが七%にきめました理由は、もちろん財政的の理由もございまして、各般の事情を考えて七%としたわけでございますが、私どもは御心配のよう

つけるものではないと、かように考えております。

それからさらに、憲法の改正と教育法のお話がありました。私は憲法の問題に関して、かねて憲法を制定されたときの事情、その後における日本の事情、これの運営、これを施行してきた実績等にかんがみまして、全面的に検討して、自主的に憲法を制定すべきものであるということを私自身は考えております。しかし、これは言うまでもなく、国の非常な重大な問題でありますから、権威ある調査機関を作つて、根本的に憲法に関する各種の問題を調査研究していることは御承知の通りであります。私はその結論を待つて、これに処して行きたいと思つております。教育法等の關係につきましても、もちろん私がこゝろを考へて持っているという事は、教育基本法の根本を変えようという考へではな

いのでありまして、教育基本法に定められておる根本精神というものは、あくまでも尊重して行かなければならぬけれども、しかし、教育基本法そのものが、一字一句といえども、これを修正したり、改訂したりすることはできないという性質のものではないと私は思ふ。あくまでも実情に合ひ、日本の将来に適當である場合には検討していくことは、これは他の法律とともに当然であると思つております。

池田・ロバートソン會議云々のお話がありました。私は教育において、児童が正しく自分の國を愛していくということを教育するということ、これは私は、どこの教育であつても、いさしくも独立國家である以上は、當然であらうと思つております。従つて、他からこゝろの問題を、いろいろ約束するとか、あるいは強制されてすべきものではなくして、あくまでも自主独立の立場として、私はさういふように考へております。(拍手)

〔國務大臣藤尾弘吉君登壇、拍手〕
○國務大臣(藤尾弘吉君) 答へをいたします。湯山君の御質問中、総理大臣並びに私、両方をお名さしでの御質問がございましたが、その部分につきましては、ただいま総理大臣が答へてになりました通りでございます。重ねて私からお答へを申し上げる必要もないかと存するのでございます。

今回のこの管理職手当を出します問題につきまして、いろいろとわれわれの胸中を御想像になりまして、かれこれの御批判もあるようでございますが、他意のないのでありまして、要するに、学校長のその職責にかんがみまして、これに對して管理職手当を出さうといふにすぎないのであります。この問題につきましては、何らきよに始まつたことではございません。年来考へておつたことではありますけれども、先般は大学の学長あるいは学部長等に

對しましてこれを出し、続いて今回の措置をとつておることではあります。で、他に格別の意図があるわけではないといふことを、ぜひ御了承を願ひたいと思ふのでございます。

この管理職手当を出すことによりまして、何か学童と校長との間が疎遠になつてくるというやうな御心配でございますが、校長が管理職であるといふことは、管理職手当を出さうと出すまいと同じことではございまして、その意味におきまして、何ら状況に変化はないのでございます。これを出すことによつて、作に疎遠になるというふうなことは、私はないと思ふのであります。また、上司にこびへつらう云々のこともございまして、人間の性情といったしまして、往々にして上司にこびへつらうといふことがないわけではないのであります。かようなことは、学校長にいたしまして、あるいは教職員にいたしまして、決して望ましいことではございません。さうなことは適當な教師の資格とは言いにくいと思ひますので、勤務評定をいたします場合の觀察事項として、こゝろのものを掲げておることも、これまた當然であらうと思ふのでございます。

それからこの管理職手当を出すことによつて、何か新たに学校長に對して特別な権限を与えるとか、あるいは義務を課するとかいふようなことは、今日何も考へておりません。現在のまま

の姿において、管理職手当を出さうと考へておるのにすぎないのであります。また、その管理職手当の額について御意見もございました。あまりに少きに失するのじゃないかという御批評もあつたわけでございますが、これにつきましては、大学の学長あるいは学部長等に対する管理職手当の關係ないしは財源等の關係もありまして、一まず七割といふことになつておるわけではございますが、この額につきましては、今後とも私ども検討を重ねて参りたいと思つております。

それから、これが決つて校長のプライドを傷つけるとか何とかいふ性質のものではなからうと私は考へるのであります。

なおまた、この問題を実施する前になすべきことがたくさんあるんじゃないかといふふうな趣旨のお尋ねでございますが、お説の通りに、文部行政の部門におきましては、お話にありましたやうな、少し詰め教室の解消の問題、あるいは科学技術教育の振興の問題、あるいは学校建設の整備の問題、いろいろと大きな課題をかかえておるわけではございます。これらにつきましては、すでにわれわれもその実現に着手いたしております。今後ますます努力を重ねまして、これらの方面の整備充実をはかつて参りますといふことは、當然の職責として努力するつもりでございます。それとこの問題とを一括に

お考へになる必要は私はない、この問題はこの問題といたしまして、学校長のその職責にかんがみまして、管理職手当を出すといふことは、私はきわめて適當なことであると思ふのでございます。少し詰め教室解消の問題につきましても、政令云々の御質問がございましたが、準備の上におきまして若干の時日を要したのであります。これは、なるべくすみやかにこれを実施するつもりで、今日鋭意努力いたしております。

なお、この問題につきまして、いろいろ指摩傾倒せられることだけに、一つ御容赦願ひたいと思ふのであります。私も、単純に管理職手当を出さうといふことではあります。そのことによりまして、校長が管理職としての自覚を一そう明らかにして、その職責を十分努めてもらいたいという氣持にはかならないのでございます。さうぞひ御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○國務大臣(佐藤榮作君) 答へいたします。

私が総務会長時分に、ことしの三月時分、六役會議等において、組合の分裂を計固するやうないろいろな措置を、また相談をしたのじゃないかといふことが第一のお尋ねであつたと思ひます。総務会長当時、教育の重要な点にかんがみまして、種々教育諸問題ある

いは教員組合のあり方等につきましても、議論をかわしたことはございませぬ。しかしながら、お尋ねになりましたように、組合の正当な活動を抑える、あるいは健全な発達を阻害する、そのようなことを考えたことはございませぬ。ただいま文部大臣が御答へいたしましたように、今後の教育のあり方、これこそは、わが国にとりまして最も大事なことでございまして、政治に関係する立場から種々協議をいたしましたことはありますが、ただいま申し上げるように、特別な意図をもって悪意のある相談をしたことはな、この点は重ねて申し上げます、御了承いただきたいと思ひます。

第二の問題で、管理職手当七%が低いのではないかというところでございまして、御承知のように、一般公務員とは給与の建前が違つております。また管理、仕事の内容等も違つておりますので、あらゆる点を勘案いたしました、この七%程度が、私どもは適当だと考えておるのでございませぬ。

第三の問題といしまして、すし詰め教室その他に対する対策の法案が通つたが、施行令がなお公布されておられません。この点は大へん遺憾に思つております。しかし、文部省、大蔵省、さらに自治庁等の関係事務当局の間で、ただいま協議中ではございませぬ。従いまして、近いうちにこの施行令を

公布する段取りになつておりますが、大へんおくれておることは申しわけございませぬが、御要望を達することができまうので、御了承いただきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 湯山君にお答へいたしますが、六役会議で、日教組の弾圧を相談をしたことがあるのじゃないかという御質問ですが、さうな事実はありません。教育というものが、結局、民族の運命を支配するものであるから、教育を充実して行こう、教育の効果を高めようということ、これはしばしば議論の対象にもなつたけれども、特に日教組を弾圧するということ、さういふ考え方の議論はなかつたことをお答へいたします。

(拍手)

〔国務大臣青木正君登壇、拍手〕

○国務大臣(青木正君) 御質問の第一点は、昭和二十六年七月、仙台市長から自治庁に照会があった問題であります。照会の内容は、労働組合法第二条によりまして、管理または監督の地位にあるものは労働組合員にならない。その規定から考えまして、校長が職員団体の構成員になることは違法ではないか、こゝろ御質問であつたわけでありませぬ。これに對しまして、自治庁側といましては、申し上げるまでもなく、教育公務員には労働組合法は適用はないのでありますから、従つて

そのことは違法ではないと、こゝろ回答をいたしましたのであります。御承知のように、職員組合の結成につきましては、結成並びに加入につきましては、地方公務員法の第五十二条によりまして自由になつておりますので、その見解をとつたわけでありまして、今日といえども、その解釈につきましては何らの変更はないのであります。

それから第二点につきましては、先ほど文部大臣並びに大蔵大臣から御答へ申し上げた通りでありまして、せつかく事務当局間で折衝を重ねております。近いうちに政令の公布になるものと私ども存じております。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) お答へ申し上げます。

私とロバートソンとの会議内容につきましては、昭和二十八年の十月三十日共同声明を出しております。しかし、その内容は自衛力の問題、貿易の問題、MSAを中心とした外資導入の問題等でございまして、日本の教育方針につきましては、一切触れておりません。会議の内容にはございませぬ。

(拍手)

○議長(松野鶴平君) 湯山勇君。

〔湯山勇君登壇、拍手〕

○湯山勇君 簡単に再質問をいたします。岸総理から、校長の組合加入は望ましくないという意味の御発言がござい

ました。この点につきましては、岸内閣の自治庁長官から明確にされたように、法的にも校長の自主的判断に待つ、こゝろいふことになつております。ことに校長たちは、自主的に判断をいたしました、義務教育諸学校においては約二、三〇%は入つておりませんし、高等学校等におきましては五〇%程度が組合に入つておりません。これは自分の職務を遂行する上に、果して入つていけるのはいか悪いかは、みずから判断して善処しておることであつて、こゝろいふ問題について、法的に問題のないものを、総理がこゝろいふ壇上でとかくの意見を述べるといふことは、私は適当でないとと思ひますが、この点について再び総理の御所見を承わりたいと思ひます。

第二の点につきましては、大蔵大臣と文部大臣のお考えが非常に食い違つておるといふこととございませぬ。文部大臣が、七%は将来何とか考えなければならぬという御答弁をなさつたのは、たとへば、文部省の課長クラスは、この校長の七%の四倍近い二五%の管理職手当を受けております。ことに文部省の課長の下に初任クラスでも二五%の管理職手当を受けておる者もございませぬ。国立学校の図書館の館長、学校の図書館の館長さへも二二%の管理職手当を受けている、こゝろいふ教育職員の具体的な事実から、文部大臣はさういふ御発言があつたと思ひるので

ございませぬけれども、財政当局の大蔵大臣は、七%が適当だと、これでは政府の中のお考えが不一致であつて、私の答弁に對しての答へはまちまちでございませぬ。これはあらためて岸総理から、この点について伺ひたいのでございませぬ。

それから第三点は、もし大蔵大臣が七%が適当だとおっしゃるのであれば、その理由を明確にしたいだきたい。さうでなければ、ただ七%が適当だといふだけでは承服できないのでございませぬ。

第四番目に御尋ねいたしたいことは、あのすし詰め教室に対する法律について、三大臣とも、近いうちに実施すると、こゝろいふこととございませぬが、近いうちといつても、とにかく法律が通り、予算が通つてすでに二カ月を経過して、あと政令を待つばかりとなつておりますが、その政令が二カ月たつた今日までできていない。本来ならば、政府提案でございませぬから、法律を出すときには、政令の用意もできておるはずでございませぬ。あの選挙ですいぶん公約された、すし詰め教室解消の法律の実施が、今日までおくれおる責任は一体だれにあるのか、一体いつこれを政令を作つて、ほんとうに実施に移すのか、責任者であるこれら岸総理から伺ひたいと思ひます。以上で再質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) 湯山君の再質問に対してお答え申し上げます。

第一に、養蠶等の組合に入るかどうかということは、私もさつきお答え申し上げましたように、現在の法制のもとにおいては、養蠶等の良識に待って、その自由意思によって決定をされておるといふ状態であることは、その通りであります。私は私の見解を申し上げ、政府自身が、法律でそういうことを規定することがいいか悪いかを研究を命じておりますので、その点を明確にいたしておいたわけでありました。

それから第二の、管理職手当の七割という問題でございます。これは私も七割にきめましたことについては、一応これで適當であるという見地に立つたわけでありまして、これが最後的にこれこれいいのだという、こういう性質のものから申しますと、そういうことはなかなか申し上げられないういと思っております。十分事情等を考え、財政の状態その他も考えまして、将来の問題としては、これをさらに正す必要があることは、私もよく考へて行かなければならぬ、かように思っております。

それから第三の点の、このすし詰め教室その他の政令の問題でございますが、これが今日までおくれておりますことは、はなはだ内閣の責任として私も相済まないと思っております。なる

べく至急に、これが制定、公布、実施をするように責任をもつてやるようにいたします。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま総理大臣からお話がありましたので、七割の問題には触れませんが、御承知のように、将来の問題としてはこれは別でございますが、今日きめたのは七割、一般公務員に対する給与の支給方法と教職員に対する給与の支給方法は違つておりますので、そういう点を勘案して今回は七割が適當だ、かような結論を出したのであります。

次の施行令を早く出せというお話でございます。ただいま事務局間で折衝いたしております。早ければ今月中にもこれを公布することができると思ひます。ただ、期日のことでございますので、はつきりしたことは申し上げられませんが、ただ、できるだけ早い機会にということをお願いする次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は、終了いたしました。質疑は、終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、繭糸価格の安定に関する臨時措置法案(趣旨説明)

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。三浦農林大臣。

〔国務大臣三浦一雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(三浦一雄君) 繭糸価格の安定に関する臨時措置法案につきまして、趣旨の説明を申し上げます。

政府は、昨年末以来の生糸の需給事情の悪化に対処いたしますために、つとに三十三生糸年度においても、生糸及び繭の最低価格は、従前の水準を堅持する方針を明らかにいたしまして、これを實現するために必要な施策を逐次講じて参つたのであります。すなわち本年三月には、内外市場の生糸価格に対する不安を解消いたしますために、例年より早く、生糸の最高、最低価格及び繭の最低価格を、従前通りこれを据え置くことと決定いたしましたのであります。さらに、本年初め以来、生糸の政府買い入れが急速に増加して参りました事態に備へまして、前国会において、糸価安定特別会計の借入金金を四十億円増額するために必要な法律の改正を行い、糸価安定資金の総額を百六億円に増額して、糸価の安定をはかつて参つたのであります。最近の生糸の需給事情は、内外の経済情勢と、昨年の夏秋蚕の豊作に引き続き、本年春蚕の作柄が良好であつたことなどが重なりまして、生糸の供給が著しく増加する事態となつて参りました。よつて、四月、五月においても、引き続き相当量の生糸の政府買い入れを行つたのであります。

以上の推移にかんがみまして、政府はこの際、本年産繭及び生糸の価格の安定をはかるために、必要な施策をさらに充実にすることといたしましたのであります。その措置の概要を申し上げます。

第一は、本年の春繭につきましては、余剰の生糸を市場からたな上げして、糸価の維持をはかりましたために、新たに百億円の資金で生糸を買い応ずる体制を整へることとあります。次に繭の生産者団体が、繭価の維持をはかるために、乾繭共同保管を行う場合は、将来その繭を最低繭価見合いの価格で政府で引き取ることを約束し、これに必要な資金として五十億円を予定することといたしました。特に今回の施策に当りましては、糸価の維持を行うとともに、農家の繭収入の確保をはかることが、きわめて緊要な問題でありますので、生糸の買い入れにつきましても、この点に十分留意し、なお、生糸の買い入れ及び繭の共同保管に必要な資金につきましては、適時円滑に供給せられるよう措置をいたしたい次第であります。

第二に、本年の夏秋蚕については、当面の生糸の異例の需給事情にかんがみまして、繭の生産の面からこれを調整して、需給の均衡をはかることが必要であると考えられますので、繭価の維持のために、生産者団体において、本年夏秋蚕については、自主的に二割

を目標として生産の抑制をはかるよう指導して参りたいと思ひます。

以上の施策と並行して、蚕糸業の安定に必要な恒久対策を策定することにつきましては、すみやかにこれを取り進める所存でございます。特に生糸の需要の喚起については、一段と積極的な施策を講じたいと考えております。まして、生糸の新規の用途並びに販路の開拓をはかりましたために、業界に対して企業努力の促進を強く要請するともに、政府において必要な施策を講ずるつもりであります。

以上申し上げました昭和三十三年産の繭及び生糸に関する価格安定の措置は、本生糸年度の繭及び生糸の異例の需給事情による臨時の措置でありますから、本日提案いたしました繭糸価格の安定に関する臨時措置法案により、これを実施して参りたいと思ひます。

以下、本法律案の内容の概略について申し上げます。本法律案の内容の第一は、日本輸出生糸保管株式会社が、農林大臣の定めるところに従ひ、生糸及び共同保管の繭を買い入れ保管する等の事業を営むことができることとしたこととあります。日本輸出生糸保管株式会社は、繭糸価格安定法に基いて設立されている特別会社でありまして、今回の臨時措置による生糸及び繭のたな上げ及びこれに伴う業務を行う機関として適當なものであると考えたからであります。なお、会社の買い入れ及び

売り渡しの価格について、その基準を定めるため必要な規定を設けております。

その第二は、会社が買入れた生糸及び繭で、所定の時期を経過してなお保管しておけるものは、政府がこれを買入れることとするために必要な規定を設けるとともに、その買入れについての債務負担の限度を明らかにする規定を置いたのでございます。

以上が本法律案の趣旨でございます。何とぞすみやかに御審議賜わらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございませう。順次、発言を許します。小山邦太郎君。

〔小山邦太郎君登壇、拍手〕

○小山邦太郎君 ただいま説明せられました法案に対して、まず、農林大臣にお尋ねしたいと思ひます。

この法律は、昭和三十三年度の繭並びに生糸を、定められたる最低価格でこれを支持するために、政府にかわつて輸出生糸保管会社をして、生糸は百億、繭は乾繭にして五十億を買入れせしむるというものでありまして、これをもつて価格維持の目的を達したいというのでありますが、これは、すでに糸価安定特別会計の基金の能力を失つております今日として、妥当な措置であらうと思ひますが、ただこの方法で、ひとり政府の価格政策、市場

操作だけでこの目的を達することはかなり困難であらう、十二分にその目的を達するには、政府がこの施策を行うと同時に、業界並びにその団体の十二分なる理解のもとに、協力を進んで求むるのではありませんか、その効果を十二分に発揮することはできないのであらうというところをおそれるものであらうが、これに対して政府はいかなるお考えと、またこれに対するいかなる処置をとつておられますか、これが第一点。

すなわち二十八国会におきまして、漸次惨落の傾向を示しておりました生糸価格を維持するために、ただいま御説明の通り、百億の実力をもつてこれに臨むことになりましたが、予想されたと通り、その金額はすでに使いつぶされ、不足の場合は金融措置をもつてあくまでこれに当るといふ声明通り、直ちに政府はこの処置をとられたことはけっこうであります。残念ながら、この百億の使途方法につきましては、民間団体及び関係業者の同意を求むることができない。あまつさえ春繭がほとんど出回つて参りましたので、業界における立場を異にいたしました人々には、おのおの立場々々に閉じこもりまして、蚕糸業全体の経営の安定と、輸出の振興に対する思想統一を全く欠きました結果が、先に見ました繭の取引の混乱を招来いたしましたものであると存じます。幸いにして、民間多数の憂う

るところを憂ひとし、現内閣は、すみやかに与党の要望を受け入れて、直ちに百億の金をもつて大幅に生糸の買上げに当り、五十億をもつて乾繭の始末に当らうというのを声明せられたのであります。この神速果敢な経済措置が直ちに市場に反映をいたして、今や先に混乱いたしました繭取引は、みごとに一貫目千四百円の最低価格を維持し、近來、農村においては、あるいは畜産収入におきまして、また果実においても、麦類におきまして、農産物価格の低下からいたく悩んでおりましたる折柄、ここに蚕糸業、繭を通じて一つの光明を与えるに至りましたことは、近來の欣快事と思つ次第でございますが、しかしながら、その目的を十分達するのには、ただ政府の施策だけではだめだ。どうしても民間の理解のもとに協力を得なければならぬ。これが、この前の百億の使途を發表した際に、あの惨落を見ました当時の実情にかんがみまして、ただ一片の通牒をもつて民間に臨むという態度は深く戒めて、あくまで市場操作のほかに、需給の調整に対して、忍びがたきを忍んでもらうにしても、その方途を講じて、理解を得なければならぬではないか、たとえば夏秋蚕の二割制限のごときに至りまして、永年作物でありますこの桑を基礎とした養蚕に、直ちに需給関係というだけで、これを養蚕家に迫るといふことは、とう

てい忍びないことで、またそれだけでは実績が上りません。どうしてもそれには、それを納得するに足るだけの方途を十分に講ずるの必要があると思ひますが、これに対して政府はいかがでございませうか。

さらにまた国用業者、国用の生糸を作りますものは、間接に輸出生糸の価格が維持されることによつて好影響はあるであらうが、その原料の手当もしくはその生産しました生糸の買入れというものの恩恵は受けて参りません。場合によりますと、むしろ原料入手の上に困難を感じることさえあると思ひますので、せめて、優等格の生糸を買い入れるばかりでなく、国用に向ひ低価格の生糸をも買入れる道を開きまして、これらの方々に国策の恩恵をあまねくせしむるということが大切であります。いかがでございませうか。

さらにまた、乾繭問題につきまして、養蚕家に乾繭設備がないのに乾繭を奨励しても、なかなか容易でない。しかも、長い間の習慣を破つて、大量に乾繭を奨励しておるのでありますから、この際こそ、十二分にその設備利用の点に政府みずから努力を払うべきである。もし強制使用のごときとが許されるならば、これは問題はきわめて容易であります。現在の法律秩序のもとにおいて、それは容易なことではあるまいと思ひますので、

せめて養蚕家と製糸家の間に立ちまして、その持つております乾繭設備を、おのおの事業的、経済的立場を理解し、同情し合い、互譲、相互に譲り合う精神をもつて、この急場に向ふということに万全の努力を傾け、情熱をもつて、この難局打開に當るべきであらうと思ひましたが、この問題について、ただだけの方策を講じ、英知をしほり、努力を傾けたか、この点が残念ながら不十分というよりも、地方にあっては、当局の働きが皆無であつたために、いたずらに混乱を起したのではないか。特にかような御質問を申し上げるのは、せつかく多額の資金を国民の犠牲において使つ場合、それは役人、官僚の一片の通達、通告ぐらゐで目的を達すると思つては大きな間違ひであるといふことを考えますので、この際、この難局打開に當りましては、当局はさなきだに非常な御苦勞をかけておる、ことに役人は事なかれ主義、何もしないのが一番いいかもしれないが、こゝういふ難局に當ると、働いて非難を多く受ける方が多いので、御同情は申し上げますが、この点は私情を捨てて私は特にお訴えをいたす次第でございませう。

次に、この法律は一年間の時限立法でありまして、ことに昭和二十六年以來実施いたしました繭糸価格安定法の実績にかんがみまして、養蚕に対しては、農村対策として十二分に考

慮を払ふことは当然でございますが、他面、生糸並びに絹織物は、国際商品として他の物価の關係、相手国の經濟事情等も考慮しなければならぬので、この点を十分考えますならば、まさに、ただいま御説明になりました恒久策を、この際本格的に考慮研究をして樹立すべきであるということには全面的賛成でございますが、これを考究する機關、あるいはこれを行わんとする時期はいつごろであるか。もしこの時期を誤りまするならば、またしても、さきには増産を奨励しながら、今また減産、制限を許さるゝといふようなことで、あれやこれやと業界に不測の損害を与えることがありますので、これらの根本策実行に当りましては、それらの摩擦と無用の損害を少くするために、相当の時間を置く必要があると思ひますので、この質問を申し上げる次第でございます。

第三に、今、政府が持つております生糸がすでに五万を突破し、今後、五万の生糸を買い上げるこの生糸の買い上げは、ひとり最低価格を維持する上に必要であるばかりでなく、ねらうところの暴騰を防ぎ、最高価格を抑えようとしても、これを押え得るに足るだけの持ちごまがなければ、ついにその目的を達しない。従つて、昭和二十七年でございますか、どのように政府がやきもきいたしましたしても、最高価格を突破して二十七万をこえる八万に

なんなんとした。かようにして、糸価の暴騰から、ついに業界の需要の著しい減退を招来したということもありまゝするので、従つて、この買い入れた生糸のある程度の数量は保有しておくことが大切であらうと思ひますが、年額今や三十万俵少しこえる程度の産額に對しまして、十萬俵を保有しておるということは、いたずらに不当の経費を負担すること相なりまゝるので、これの処置をどうすべきかと憂慮しておりました。繭糸価格安定法によりましては、たとえ新用途に振り向けることといへども、農林大臣の了解のもとに、時価に準拠してという規定でありました。その幅はきわめて狭かつた。今度の法律が成立いたしましたならば、その第四条によつて、時価で、農林大臣の了解を得るならば、市場を圧迫しない範圍において随時これを処分することができ、さらに新用途開拓のためには、大幅にある程度下値で、安い値段で、新用途開拓の研究に充てしめるという道も開かれたらうでございますが、まことにけつこのことと思ひますが、されば新用途とは、いかなる標準で査定するのであるか。これは大臣一存ではあるまいと思ひ。何か特別な専門機關でも作りまして、そうしてその処分には、後日、問題の起らないよう適正なる調査のもとに、新用途開拓に對する犠牲をも考慮いたしまして、相当幅のある価格で処分して、な

おかつ問題の起きないような用意が必要であらうと思ひますが、これらの査定機關は特別にお作りになる御意思がありますかどうか。もしありとすれば、その機關は、従来はややもすれば、蚕糸業は農林省だけで支配をいたしておりましたが、この新用途開拓に對しましては、進んで通産省の力を借りまして、……

○議長(松野鶴平君) 小山君、時間が過ぎました。

○小山邦太郎君(統) 広く通産省と協力いたしまして、その道を開くようにいたされたい。

さらに、通産省にお尋ねをいたしますが、通産省はその場合に——大臣はおられませんが、次官でけつこうでございますが、通産省においては、これに協力いたすとしても、今までは組織その他に非常に力を入れてまして、生糸に對する研究、生糸に對する人的要素等はほとんどないにひといふようでありまゝですが、この際こそ、十分一つ通産省でこの点に留意されまして、わが国の蚕糸業を、生糸の輸出から、さらに織物の輸出へと大転換をするようにならば、お骨折りをちょうだいいたしたいと思ひますが、通産省においては、いかがでございますか。最後に外務大臣にお尋ねをいたします。外務大臣は、……

○小山邦太郎君(統) それではこれではめです。(拍手)

(國務大臣(三浦一雄君) 小山議員のお尋ねにお答えを申し上げます。

第一の点は、このたびの臨時措置を、実効ある効果を上げさせるためには、業界の協力が絶對的に必要だと、こゝろ御指摘でございます。ただいままでも、この春以来、業界の協力を相互の協力によつて効果を上げるために尽力してきたことは御承知の通りであります。その後の生糸の需給の事情の激変に從ひまして、今度の臨時措置を必要として参つたのでございますが、何せ、この問題は重要なことでございまして、終局的な解決の線が未確定であつたのであります。今度はいよいよ具体的にこの方策をきめましたので、業者間の協力等も非常に進んで参りました。すなわち裏づけのある施策が伴うのでございますから、逐次この業者間の効果を生じて参りまして、今後繭糸の協定とか、あるいはまた、これに伴います糸の買い上げ等につきましても、だんだんの了解が取り進められて参つたのであります。当局としては、先ほど当局を御奨励がありましたが、いやが上にも努力をいたしまして、その効果を上げたい所存でございます。

その次に、蚕糸業の抜本的対策を確立するの要はないかということでございますが、最近の事情にかんがみまして、養蚕の面、さらに養蚕と製糸の関連事項におきましても、さらにまた、製糸の合理化の問題につきましても、これは再検討し、そして合理的な方策を立てる必要があると考へるのであります。その時期並びに機關等をどうするかといふお尋ねでございますが、これは現在、蚕糸業に關する審議會等もございまして、これにさらに学識経験者等も大幅に加へまして、そして近くその対策の審議等に入りたい所存でございます。なお、その際、御指摘にありまゝた桑が永年作物でございまして、これらに對する問題等も、農業系統には重大な影響を及ぼすものでございまして、これは各地域等の特殊性をも考慮しつつ、これにふさわしい農業経営の指導等もいたして参りたい所存でございます。一方的に桑の問題等を強制するようなことはしない考へてございまして。

次に、お尋ねの恒久対策の一環としての生糸等の新規用途の開拓、特に絹織物等に對する問題でございますが、当局といたしましては、過般來、通産省とも連絡をとりまして、そして考究中でございます。なかんずく織物方面には相當の、これは新分野を開拓しなければならぬと思ひのでございまして、本日は通産大臣がお見えになりませんが、先般の御説明によりまして、御協力を賜はる段階になつ

ております。従いまして、両省緊密に連絡をとりまして、そして新規用途の開拓等に努めたいと考えております。なお、買入れ生糸等をその面にこれを提供します場合には、ゆるがせにせず、厳密な方策のもとに取り進めたいと思っておりますが、ただいまのところ、いかなる機関をもつて、いかなる人々の御協力を得て、この最終的な措置をするかは取りきめかねております。目下考案中でございます。

最後に、乾繭等の問題につきまして、乾繭装置等は、ここ当分の情勢では、農協等は十分持つております。従いまして、業者との間にいろいろの問題のありますことは、御指摘の通りであります。最近、業者間の話し合いもだんだん進み、かつ実効のある裏づけのあります施策が伴いますので、逐次好転して参りました。なお、政府は熱心に当事者間にあつせんいたしまして、この効果の十全を期したいと考えてあります。

大要、以上お答えを申し上げます。(拍手)

〔政府委員中川俊思君登壇、拍手〕

○政府委員(中川俊思君) 小山議員の質問に対してお答えを申し上げます。生糸の主要需要国は、比較的生活水準の高い国であり、輸出需要の増大をはかるために、相手国市場の消費生活の変遷と競争織維の日進月歩に対処して、一般大衆に対する宣伝と新用途、

新製品の開拓普及に努めなければならぬと考へます。通産省におきましては、生糸の主要市場である米国における生糸の新規用途開拓の事業に対し、昭和三十年年度以来、補助金を交付して助成をいたしておりますが、本年度は補助額も二千七百万円と、大幅に増加した次第でございます。この事業は、米国の有力なる織維業者、あるいはメリヤス業者に生糸を交付して、米国消費者の嗜好にマッチしたドレス地、セーター、肌着類等の新製品を試作せしめ、これを商品化するために宣伝するものであります。すでに米国業界の大きい関心を得ておる次第であります。なお、一般大衆に対する宣伝を目的とする事業に対しましては、農林省からも補助金が出ておりますが、業者の補助金等のその交付使用は、中央蚕糸協会を通じて実施しておりますが、業者間の供給につきましては、今後とも十分留意したいと思ひます。

次に、織物の改善等、技術面につきましては、当省所属の織維工業試験所を中核として、全国主要産地五十四カ所に、都道府県の公立試験所、指導所があつて、おのおのその産地の特殊性に依じた研究指導を行なつております。織維工業試験所におきましては、主として新規製品の造出に力点を置いており、公立の試験所、指導所につきましては、その助長のため、中小企業輸出振興技術研究補助金、中小企業技

術指導費補助金を交付しております。また、織維業者に對しては、毎年、中小企業試作奨励費補助金を交付いたしまして、その助成をはかり、相当の効果を上げております。これら宣伝技術の面につきましては、最近の生糸情勢にかんがみ、今後さらに強化拡充に努めて、生糸需要の増大をはかる所存でございますので、御了承願ひたいと存じます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 清澤俊英君。

〔清澤俊英君登壇、拍手〕

○清澤俊英君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま提案になりました繭糸価格の安定に関する法律案に對して、若干の質問をいたし、政府の所信を承わりたいと存するのであります。

昨年の末から始まりました生糸の生産過剰の状況は、繭糸の安定法施行以來初めての政府買入れによつて、糸価を辛うじて維持して参つたのであります。三月初めに至りまして、需貨の増大は価格の落勢を生じましたが、政府は、先ほど言われる通り、四十九億円の買入れ資金の増額や、製糸業者に對する二割の繰延等を總括することによつて、四、五月は辛うじて維持価格を支持することができたのであります。だが、六月に入りまして、買入れ資金もまことに少くなりまして、従つて、製糸業者並びに業界に不安を

招来して、非常に生糸の暴落の傾向が見えて参つたのであります。そこで政府は、生糸換算五万俵のうち、買入れ資金として百五十億円の増額案を打ち出しました。生糸換算で五万俵の買入れを決定して、そのうち、生糸二万俵に對しましては、メーカー別に買入れに限度三千俵としたため、買入れに對するワケをはめた等の措置が決定せられたのであります。かかる方法では、事実上恒久的に価格の維持は困難である、かつ、春繭の作柄の影響等を受けることもありまして、春繭が安く買付ができる等の観測から、ついに十六万四円台に生糸の大暴落を来たしたのであります。この十六万四円ということは、繭糸価格安定法ができて以來七年にして、初めて出て参りました市場価格であるのであります。この大暴落に當りまして、政府、自民党は、六月二十日に至りまして買入れ資金を五十億増額し、百五十億円としまして、生糸の無制限買入れを発表したのであります。この無制限買入れがききまして、大幅に生糸は大暴騰して参りまして、現在十八万四円台に相場は引き戻されたのであります。さきの大暴落と、い、あとの大暴騰といふ、いずれも政府の心がまえ一つで定まる政策価格であることは間違いないのであります。従つて政府は、本法案を提出なさるに當りまして、価格維持に對してどれほどの確信があるものでありますか、

この法案をもつて確信を持たれるのであります。その点をお伺ひしたい。同時に、万一、政府が企図せられざる価格維持が困難の場合は、次善の策を直ちに講じて、あくまでも法律に定められた価格の維持をやり通す決心をもつて本法案を提出せられたのかどうか、価格維持に對するその決心をお聞きしたいのであります。

すなわち、五月の大暴落は、不用意にも買入れ条件に制限をつけて、買入れのワケをつけたら、あるいはまた、買入れ資金をちくちくと増額する等、大局的な見通しに立つた大幅な増額を行わず、いつも小刻みにやつたりする自信のない蚕糸対策が、関係業者をして、政府は安定価格の維持をどこまでやるのかやらののか、何が何だかさっぱりわからなくしてしまつたのであります。業者の気迷いから不安になり、ついに暴落を演じたのであると思ふのであります。私は、かりにこの法案の内容が、価格の維持に適正であつたといつても、いろいろ、こんがらがつた現在の市場情勢から見まして、確信を持つてこの法案で糸価の安定を期するとは申されなかつたのであります。それは、政府の施策に對する不信と不安が中心になつて、それにいろいろの思惑が加わつて生ずる結果が、そういうことになると思ふのであります。従いまして、本法案の施行とともに、政府が価格安定法

の精神をどこまでも守り、企図せられたる糸価の維持をどこまでもやり通す決心であるということを、この場合、はっきりと御証明して披露していただきますことが、本法案よりもなお重大の影響を及ぼすことと私は考えますので、特に政府の所信をお伺いしたいのであります。

次に、輸出業者団体は、支持価格十六万円台引き下げを、現在、政府に要請しているのであります。これに必ずしも、全国繭物業者団体もまた支持価格の引き下げを決議いたしましたし、現に買い控えをやっているやに伝えられていのであります。これと相呼応するがごとく、製糸業者も千二百円繭価、十六万円糸価等を叫ばれているというのを聞いていますのであります。こういふ情勢に對しまして、政府は一体どう考えておられるのかどうか、こゝろの諸情勢を克服して、どうしてもこの法案で企図せられたい価格維持を続けられる決心であるのかどうか、これを明確にお尋ねをしたいと思ふのであります。

次に、本法案に盛り込まれた百五十億の安定資金は、三十三年度養蚕年度中の使用資金として取り扱われております時限法であることに間違いありません。提案説明書によりますと、春繭対策として百五十億円が用意せられたようにも書かれてあり、また、自民党の蚕糸業に最も関係の深い代議士等から聞きしますならば、五十億円の乾繭資金は、これは春繭にだけ使うのであつて、春繭だけに使えば余るくらいであるから、少しも心配は要らない、従つて、自余の夏秋蚕等に對する処置に對しましては、金が足らぬ場合には、政府は直ちにこれに對して対応する処置ができておられるのだと、こゝろに説明せられておるのであります。従つて、ただいまの提案説明をお伺いいたしますと、生糸の買い入れ及び繭の共同保管に必要な資金について、適時円滑に供給せられるよう処置したいと存じますと、農林大臣はこれに答えておられるのであります。私は、この存じますは、いつでも政府で行われますところの逃げ口上であつて常識的には、何をしたいと思ふという意図に解することが適當であると思ふのであります。この場合、まことに不明確な表現だと思ふのであります。従つて、い

ま一步突っ込んで、だれしもが安心のいける説明をお願いしたいと考えるのであります。

第三番目には、政府は、本法案提出の前提条件として、ただいまの蚕糸界の不況情勢を一時的なものとしておられるのか、恒久的な現象と見ておられるのか、従つて、本法律によつて目前の緊急状態を切り抜ければ、三十四年度からの見通しは明るくなるのかどうか、どう考えておられるのか。提案の説明を見ますと、本法案によつて

て目前の緊急事態を臨時に措置しておいて、なお根本的に、恒久的にいろいろな施策を決定せられるようにも説明されておりますが、一体全体、この見通しに對しては、どちらを中心にして本法案を提出せられたのか、明確に回答をお願いしたいと思います。

次に伺いたいことは、本年の夏秋蚕を自主的に二割制限せようという点であります。政府は、養蚕連幹部との話し合いによつて、養蚕農民に自主的に二割生産制限の話し合いをさせようと考え、これを政策に盛つておられるのであります。私は、政府の意図の実現は、まことに困難であり、不可能であると考えるのであります。それは、去る十七日、共済会館で開かれました養蚕農民全国大会におきまして、原案でありましたところの二割の生産制限案を、圧倒的多数でもつて原案はくつがえされ、否決せられたのであります。この情勢下において、政府は、夏秋蚕二割減は実現の可能性ありと考へておられるのかどうか、ないといひますならば、その対策はどう考へておられるのか、その点を明らかにしていただきたい。聞きますれば、政府は強硬に二割減を遂行するため、六月四日の閣議決定に従ひまして、蚕種の売り出し制限を行ひしめて、蚕種の押えて行く、そして蚕種で押える強硬手段をもつて、その売りどめされた蚕種には、損害賠償をいたすことを中

心として、政府と蚕種業者の間に話し合いが進められておるといふことを聞いているのであります。従つて、一般の養蚕関係者、ことに指導的立場にありましますところの人たちは、かようなことをいたしますれば、蚕種のやみが横行して参りまして、生産制限を無効に終らせるばかりでなく、繭の生産上に混乱を来たすばかりでなく、将来、繭の生産業に對して憂慮すべき状態が残るといふことを心配しておるのであります。政府は、表に民主的納得によつて、話し合いをもつて制限を打ち出せようと言いつたが、裏からは強力な権力的行政措置によつて、二割制限の目的を達成しようとしておられるのであります。この点はどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

思うに私は、これらのことが、先ほどお伺いいたしました現今の蚕糸業態が一時的なものか、また恒久的なものかによつて、政府の意図が明確になるに従つて、減産に對する桑苗の補償、作付転換の指導または営農資金の融資等の処置とあわせて、明確な見通しに立つた農民の納得する方針を指示、指導せられますならば、いさ少し別な結果が大会において出たものと考えるのであります。政府の自信のない蚕糸対策が大会の空気を支配したのではないと思ふのであるが、重ねて、現今の不況が一時的なものか、恒久的なものか

を、明確にしていきたいと思います。同時に、養蚕農民の大部分は、主要生産界の一部の農民を除きまして、その大部分は、山間部におきまします零細農民が、益の小づかいの現金を得る主要な財源であるのであります。一割でも二割でも、減産が農家経済に重要な影響を与える実情をよくお考えの上、慎重にして懇切なる御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

次に、乾繭の共同保管につきましても伺ひたい。本法案によりまして、五十億の乾繭資金は、保管会社が生産団体の乾繭いたしました繭を買い入れるようになっておりました。繭の生産者団体が乾繭するまでの手続については、提案説明にも明確を欠いておるのであります。従つて、繭代金の支払い、乾繭の種々の費用等は、いかに措置せられ、指導せられようとしておられるのであります。この点を明確にしていきたいと思います。

次に春繭出回り、夏秋産の近く出回りを前にいたしまして、各県ごとに繭価協定や数量について団体契約等が行われておると言ひますが、ある地区では、春繭の大部分が玉繭の価格で売買を完了しておる地区もあるものであります。ただいま小山さんが言われたように、長野県のごとく、千四百円で保証された価格で協定のできておる所もあるものであります。大体におきましては、価格協定は不成立のまま、指定価格の

八割ないし六割からの支払いをするにいたしまして、繭を引き取ることだけは了承せられておるようであります。こゝろ状況下において、政府は政府決定の千四百円の繭代金の確保をいかにして達成しようとしてゐるのか、また、はなはだしく残金の支払い等がおくれまされた場合には、いかなる措置を考へておられるのか、お伺いしたいのであります。

かような情勢が出て参りましたことは、余つた繭に対し、生産団体として乾繭共同保管をいたさせようと考へておりましたも、ただいま小山君が言う通り、戦前の乾繭設備はほとんど使用不可能となり、その能力はわずかしかなのであります。しかも、各地に散在して実際に利用し得る施設というものは、わずかに限られた地区にあるだけであります。政府はかかる情勢に対して、生糸の買入れについては、政府指示の千四百円で買ひ上げた繭で作つた生糸だけを業者から買ひ上げようとするという、ワクをつけておられるというところが伝へられておるのであります。その点はどうなつておるのであります。明確な御答弁をお願いしたいのであります。万一、実勢繭価を主張する製糸家が、政府指示を実行せず、消費者側の要求に負けて、実勢糸価の決定に傾き、下値売り出しをいたしました場合には、せつかつの維持価格が御破算となり、本法案の趣旨も一片

のくずと消え去るのであります。養蚕農家は、究極的には相場の上り寄せをこゝろ、泣きを見ることになるが、この点の危険に對しまして政府はいかなる用意があるか、こゝろ危険をどうして防止しようとしておられるのか、明確な御指示をお願いしたいと思ふのであります。

以上をもちまして私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣三浦一雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(三浦一雄君) 清澤さんのお尋ねに對しましてお答えを申し上げます。

第一点は、この法案は需要の減退と豊作による暫定措置として立てられているが、真の恒久対策はどうかという御質疑だと拝聴いたしました。先ほども申し上げました通り、昨年の豊作と、本年春の引き続きの豊作等によりまして、生糸の需給事情が激減して参りました。これに對処しまして臨時緊急の措置をとりましたのが、今回の法案の趣旨でございます。さうでございますから、昨年以來、政府が、農民に買当り千四百円の繭価を保持してやるといふ基本方針をもちまして、これを解決するめどをいたしたのであります。同時に、これが糸価が最低十九万円程度の支持ができなければならぬので、両方の面を取り定めまして、さうしてこの対策を作つた次第であります。

それでございますから、今後の養蚕業の全体に関する恒久対策でございますが、先ほども小山さんの御質疑に對してお答えいたしました通り、御承知の通り、現在は長期経済計画等におきまして、相当のこの対策を実施し、繰り込んでおります。これらも事情を再検討して、その上には、これはいろいろ考へなければならぬ時期に至つていゝとも思ひます。同時に、養蚕の面におきまして、養蚕の関係、さらにはまた桑畑を転換する等の問題につきましても考へなければなりません。養蚕と製糸との関連におきましても、なお地元の変遷に應じた、また実態に即した施策も講じなければならぬと思つております。これは恒久な対策といたしまして、養蚕振興に關する審議会等の御意見も聞き、さうして広く学識経験者等の御意見も聞いて立てて参りたいという所存であります。従いまして、今回の措置は、昨年の秋と本年の春繭の増産に伴います異常の事態に備へる、こゝろのことでございますので、この点を御了承を得たいと存じます。

第三の、二割制限についての実効はどうかということでございます。この問題につきましては、御指摘の通り、繭価等の買ひ上げを農協等に要請いたしましたして、これを助成し、そしてこれをもつて進めておるのであります。が、遺憾ながら、まだ徹底してこの調整につきましては、御理解の進んでおりません。先般の養蚕の大会等におきまして、その空氣の出たことも承知しております。しかしながら、かような異常な事態に際しましては、やはり業界みずからも自衛的な考へをもちまして、それぞれの協力をしていただかなければ、国の施策の十全を期し得ないことはもちろんであります。ゆゑに、われわれとしましては、どこまでこの緊急な事態に應じて、さうして養蚕の人々も、製糸の人々も、協力してこの難局を打開するようにしていただきたい。同時にまた、基本的に

やりましたところのこの養蚕の制限によつての生産調整は、ぜひとも実効を上げたいと努力いたしておる次第でございます。

次に、繭価協定に際しての問題でございます。従来、固然たる施策の線が出ておりませんために、やはり不安定なことのあることは御指摘の通りでございますが、いよいよ政府は、この臨時措置法案によりまして、繭価の維持、糸価の安定を期することがはつきりなつて参りましたので、この線に沿つて、養蚕家並びに製糸業界の繭価協定に關しますことも、一つの合理的な線に進んでだんだん参つておりますし、これまた、その協定を前提にして、買ひ上げその他が当然行われなければならぬものでございますがゆゑに、従来、概算払い等できめておりますものも、生産の過程におきましては、政府のねらいました通り、繭価を千四百円を保障し得る効果を上げ得るものと考へておる次第であります。同時にまた、実勢繭価がだんだん下つておると、こゝろのことでございますが、すでに、この政策を打ち出して、固然たる態度が出て参りましたところ、生糸市場等の状態も變つて参りましたことは、皆さん御承知の通りでございます。従いまして、かようなことを考へますと、ただ、いたづらにスベキューレシオンをやることだけじゃないのでございまして、製糸方面におき

まして安定した操業をし、同時にまた、安定した企業の実績を期待してあるのでございすから、一時的な現象によって、いろいろな養蚕家の方面に悪影響を及ぼさないようにことに指導して参りたい。これは話し合い等を進めておる実態でございすし、その実効を上げ得るものと考えておる次第であります。

次に、乾繭の共同保管の場合に、農協に対する融資等の問題がございす。だが、これは、ただいま農林漁業金融公庫等からの融資の道が開かれております。しかしながら、御承知の通り、最近では共同保管等の勢いの停頓しておりますことも承知いたしております。今後その必要に応じましてはこの施設を拡充して参りたいと存じます。なお現在、共同保管の施設を持っていないために、いろいろな不便のありますことは出て参りました。しかしながら、今度の対策が出て参りまして、共同保管し、さらにまた、製糸業界におきましても自主的に生産調整をする、さらにまた、政府の繭糸価格の安定方策が相即応しまして効果を上げますことになりましたので、この乾繭装置の共用等も逐次円滑になって参りましたし、われわれは、さらにこの両者の調整を十分にいたしまして、親切、懇切なあつせん等もいたしまして、所期の目的を達したいと考えておる次第であります。

以上、お答えを申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 八木幸吉君。

「八木幸吉君登壇、拍手」

○八木幸吉君 私は、本案に関連いたしまして、養蚕業の根本対策について若干の質問をいたしたいと存するものであります。

第一にお伺いしたいのは、政府が、今回さらに百億円を限度として、日本輸出生産保管会社から生糸を買い入れて、将来損をせずに売れるお見込みがあるかどうか、もしあれば、その時期と根拠をお示し願いたい。

第二に伺いたいことは、生糸と繭を、百五十億円を限度として買い入れて、私も、私は将来、生糸が二十三万円で売れると考へるものであります。が、国庫に負担を掛けたいとの御確信が、おありになるかどうか。また、国庫の負担を覚悟して本案を御提出になったとすれば、その金額の見込みは大体どれくらいであるか、このことを伺いたいのであります。

第三に、政府は夏秋蚕の二割制限を企図しておられるようでありますが、昨年の七月に経済企画庁が経済五カ年計画を立案せられたときの決定は、繭が三千七百万貫、生糸は三十八万俵を生産目標としておられました。これをいかによく御変更になるお考えであるか。新しい繭の生産額、生糸の生産額並びに絹織物を含めた輸出目標をそれぞれどの程度におきめになるおつもりであるか、承りたいのであります。

第四は、養蚕並びに製糸の指導目標についてであります。過去二十年間に、蚕品種の改良、糸歩の増加、自動

操糸機の普及と、この方面は相当進歩の跡が見られるのであります。けれども、養蚕の反当取繭量は、繭の総生産高が一億貫を突破いたしました昭和四十年、五年、八年の平均が、反当十五貫六百六十匁であります。最近の三カ年の平均は十五貫八百六十匁で、ほとんど進歩の跡は見られません。現在でも、山梨県の反当取繭量は二十五貫、最高は八十貫もあるし、平均五十貫内外の記録は各地に見られるわけでありすから、農林大臣としては、反当の取繭量、繭の生産費並びに機械製糸の加工、販売費の目標をどの辺に置いて指導されるお見込みであるか、具体的に伺いたいのであります。

第五に、現在の最低価格十九万円は、相場の実勢をはるかに上回った価格でありますので、最低価格を実勢相場に適応せしめて、十六万円くらいに定めて、輸出を伸ばし、養蚕家対策は農村救済策として、別途お考えになるお考えはないかどうか、これを承りたいのであります。

第六に、従来、繭や生糸の値ぎめに当っては、専売品のように、生産費に重きを置きまして、他の主要繊維価格との相関関係を軽く見る傾向がありました。しかし、この考え方は、輸出品としてその販路を拡張せんとする場合には、これを改めなければならぬと存するのであります。生糸と人絹との価格の比率をどの辺に求めるかというこ

とは、これはかなりむづかしい問題でありますけれども、最近、生糸が十六万五千円の見当で相当引き合いが活発になったということは、これを米貨に

換算いたしますと、三ドル五十セントであります。すなわちビスコースの百五十デニールのものは一ポンド九十一セント、アセテートの百五十デニールが七十九セントでありまして、おのおの生糸はそれの三・八四倍、四・四三倍に当るのであります。そこで私、農林大臣に伺いたいのは、人絹と生糸の価格の比率がどれくらいであれば生糸の輸出が増進するとお考えになるか、その点を伺ってみたいのであります。

第七は、輸出生糸の宣伝費の問題であります。現在、国際絹業協会は、生糸の宣伝費を百万ドルを希望しておるといふことであります。アメリカで合成繊維の宣伝に使っている金が五千万ドルと言われているので、今日、買上げ生糸五万俵の一年分の保管料は一億数千万円に上る勘定になります。かような方面に金を使わずに、消費分野の開拓のために思い切った宣伝費を使う考えはないかどうか、これを伺ってみたいのであります。

最後に、私は総理に伺いたいと思つたのでありますけれども、御出席がありませんので、とりあえず、この場合に農林大臣の所見を承りたいと思つたのであります。

それは、問題は養蚕行政のあり方についてであります。従来、養蚕業の局に当っているのは、言うまでもなく農林省であります。しかし結局は、生糸がアメリカで売れるということが一番大切なことであつて、この方面の分野は、もはや農業の問題ではなくて貿易の問題であります。また同時に、他の繊維との関連も十分に考えて見なければならぬと思ひます。そこで、少

くとも製糸工程以降、貿易並びに価格の問題については、これは従来もしばしば言われましたが、通産省がその局に当るのが当然であると考えられるのであります。すなわち養蚕技術指導の面は、従来通り農林省に残しておいても、貿易の面は通産省にこれを移管する、と同時に、養蚕業というものは輸出産業であるという見地に立つて、農村の保護政策とは別個にこれを考える、そして対策を樹立するということが、結局、養蚕業全体の発展向上のために私は必要である、かように考えるのであります。どうか農林大臣は、農林行政の責任者という狭い見地ではなくて、國務大臣として、日本の養蚕業をこれから十分発展させる、ことに中共が政治的の考えから、生糸でも十五万何千円であつておるといふようなヨーロッパ方面ではなくて、アメリカには幸い中共との競争はないのであります。十分、外交面、貿易の面で、通産省を中心に積極的にその消費の分野を開拓して、そうしてそれが同時に養蚕農家も潤すというふうに、大きな行政の転換が私は必要である、かように考えるのであります。この点に關する大局的な農相の御意見を伺つて、私の質問を終りたいと思ひます。

(拍手)

「國務大臣三浦一雄君登壇、拍手」

○國務大臣(三浦一雄君) 八木幸吉君のお尋ねに對しましてお答えを申し上げます。

第一点は、現在のこの臨時措置法によつて百億の買上げ生糸を、将来、

損失なくして、国庫の負担なくして処理し得るかどうかということに対する見込みはどうかということでございます。この問題は、まず第一に、糸価が安定しますということが非常に大切でありますことは申すまでもありません。わが農林省等の経験によりまして、アメリカにおける糸価が安定するということ、アメリカの需要を持続するゆえんでありまして、これは御承知の通りであります。従いまして、今度のこの異常な低落、これによつて、むしろアメリカ方面でも不安定でありますから買い控えておる、こういふようなことで安定しますならば、アメリカの絹業者といえども、所要の数量は入れなければならぬ業態になっておりますので、これが一番肝心であろうと思ふのであります。従いまして、これらの問題等を見きわめることと、同時にまた、経済上の事情に應じまして、そうしてこの需要の伸張を努力いたさなければならぬと考えております。かような事態を見まして、そうして悪影響を及ぼさないように運用して参る、そうじゃなければ、くずれますことは当然でありますから、さように考えております。そうして国の会計に損失を及ぼさないようにしたい。農林省はこの蚕糸問題と取り組みまして、非常な暴騰のときの経験も積んでおりますし、低落して非常に苦しんだ場合と両面、その他の経験を積んでおりまして、生糸の処理等につきましては、これらの経験を十分に生かして、そうして国損のないように、あらゆる施策を講じて参るつもりでございます。

第二番目の、長期計画においては三十八万俵の製糸を目標として三千数百万貫の繭の生産を目標にしておるが、これに対してどうかということでございますが、先ほど申し上げました通り、いろいろの事情の変遷もございますので、この長期計画につきましては、厳密なる検討を加え、そうして養蚕、製糸の両面にわたって、これらの数量等につきましても検討を加えて参りたいと存じます。ただ単に減産をさせるという考え方じゃございません。それから養蚕、製糸に関する指導の目標でございますが、申すまでもございませんが、養蚕につきましては、ただいま詳しく御指摘がありました通りでございますして、地域によって非常に差等がございますから、われわれとしては、平均反当りの目標は二十貫程度を目標といたしまして、そうしてこの方針のもとに指導して参る、桑園の改良その他の養蚕の改善について努力して参るし、それから製糸の方でございますが、現在はその加工、販売費等は、一俵当り五万三千円程度となっているということでございますが、これはもつと合理化をしまして、切り下げることに努力して参るほかはなからうと思つておる次第でございます。

人絹との関連についてお尋ねでございますが、率直に申し上げます、これは化学纖維に生糸が相当もう劣勢を示した、負けたという事態でもございますが、現在の糸価を見ますと、大体、生糸と人絹との関係は七・九倍程度になっていると承知いたしております。それぞれこの人絹と生糸とは、

生産の構造であるとか、需要構造等につきましても相違がありますが、何と言いましても生糸の需要の増進を期待するためには、この面におきましてコストの低下は最も大切でございますので、その施策を一そう強力に進めて参りたい所存でございます。

なお、宣伝等のことでございますが、ただいまも相当のことはいたしておりますけれども、なお十全は期待できません。今後とも拡大いたしまして、そして需要の喚起に努めたいと考えております。

なお、生糸十九万円の保持をするということであるが、これについては事情に適合ぬではないかというところでございますが、本年の春繭が昨年来非常に変遷して参りました事情にかんがみまして、この春繭の繭価千四百円を保持してやると同時に、その前提として、あわせて十九万円で糸価をこれは安定させなければならぬものでございますから、これに現在取り組んでおるということでございまして、将来十九万円を保持するというと同時に、また繭価を維持しまして、農村方面の安定のために資したいという信念には変りはありません。

最後に、行政機構の問題でございしますが、製糸と養蚕とを分ち、そうして養蚕方面は農業政策として、これの保護政策をとり、そして製糸以下の何は通産行政に移すというお考えでございましたが、これは分離しますと、一貫した政策は実際はとれません。いかに努力いたしましても、養蚕家を泣かせるような事態になりますので、生

糸の面まで一貫してこゝまで来ておりまして、その後の問題等によつて増進する余地があると思ひますので、現在のところ養蚕家を保護し、同時に生糸を安定させるといふ一貫した施策は、やはり一省に統轄して運用することが適当だと考えておりますから、右お答を申し上げます。(拍手)

○八木幸吉君 簡単に、自席でお許しを願ひたいと思ひます。

生糸が輸出品であるということを中心に入れて、私が具体的に伺ひました計微について、なるべくすみやかに御研究いただいて、資料をお整えになりまして、御提出をお願いしたいと思ひます。

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は、全部終了いたしました。質疑は、終了したものと認めます。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時三分散会

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(米価審議會委員)

一、日程第一 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第二 繭糸価格の安定に關する臨時措置法案(趣旨説明)

出席者は左の通り。	議長	松野 鶴平君
議員	副議長	平井 太郎君
中山 福藏君	豊田 雅孝君	
島村 軍次君	竹下 豊次君	
中野 文門君	佐藤 尙武君	
高良 とみ君	河野 謙三君	
武藤 常介君	最上 英子君	
松岡 平市君	田中 啓一君	
森 八三一君	西川 義五郎君	
藤野 繁雄君	堀 末治君	
早川 慎一君	野田 俊作君	
谷口 弥三郎君	新谷 寅三郎君	
太内 四郎君	紅露 みつ君	
森田 義衛君	加賀山之雄君	
後藤 文夫君	村上 義一君	
一松 定吉君	本多 市郎君	
鶴見 祐輔君	笹森 順造君	
江藤 智君	仲原 善一君	
成田 一郎君	西田 信一君	
堀本 宜實君	鈴木 万平君	
稲浦 鹿藏君	吉江 勝保君	
堀見 俊二君	前田佳都男君	
酒井 利雄君	三木與吉郎君	
青柳 秀夫君	雨森 常夫君	
小西 英雄君	館 哲二君	
井村 徳二君	山本 米治君	
神原 亨君	大谷 賛雄君	
田中 茂穂君	大谷 瑩潤君	
苔米地英俊君	近藤 鶴代君	
小柳 牧衛君	小林 武治君	
斎藤 昇君	小山邦太郎君	
木暮武太夫君	石坂 豊一君	
廣瀬 久忠君	西郷吉之助君	
植竹 春彦君	安井 謙君	
大野木秀次郎君	川村 公功君	

昭和三十三年六月二十五日 参議院會議録第七号

小林 英三君	野村吉三郎君
苦米地義三君	増原 恵吉君
松村 秀逸君	石井 桂君
佐藤清一郎君	柴田 栄君
大沢 雄一君	宮澤 喜一君
平島 敏夫君	後藤 義隆君
重政 勝徳君	横山 フク君
横川 信夫君	伊能 芳雄君
三浦 義男君	高橋進太郎君
古池 信三君	寺本 廣作君
小幡 治和君	野本 品吉君
秋山俊一郎君	岩沢 忠恭君
上原 正吉君	伊能繁次郎君
石原幹市郎君	左藤 義彦君
鹿島守之助君	永野 護君
井野 碩哉君	下條 康麿君
吉野 信次君	郡 祐一君
堀木 鎌三君	木村篤太郎君
青木 一男君	泉山 三六君
佐野 廣君	高橋 衛君
勝俣 稔君	大川 光三君
北村 暢君	鈴木 強君
藤田藤太郎君	相澤 重明君
松永 忠二君	占部 秀男君
森 元治郎君	木下 友敬君
平林 剛君	岡 三郎君
湯山 勇君	柴谷 要君
大和 与一君	近藤 信一君
東 隆君	竹中 勝男君
吉田 法晴君	中田 吉雄君
小笠原三男君	成瀬 幡治君
小林 孝平君	島 清君
加藤シヅユ君	赤松 常子君
野澤 勝君	松本治一郎君
三木 治朗君	戸叶 武君

荒木正三郎君	市川 房枝君
八木 幸吉君	岩間 正男君
長谷部ひろ君	大竹平八郎君
安部 清美君	大河原一次君
伊藤 顕道君	北條 雋八君
千田 正君	光村 甚助君
秋山 長造君	加瀬 完君
坂本 昭君	阿部 竹松君
大矢 正君	松澤 靖介君
椿 繁夫君	田畑 金光君
矢嶋 三義君	小酒井義男君
河合 義一君	松浦 清一君
高田なほ子君	永岡 光治君
羽生 三七君	佐多 忠隆君
曾根 益君	栗山 良夫君
山下 義信君	清澤 俊英君
内閣総理大臣	岸 信介君
外務大臣	藤山愛一郎君
大蔵大臣	佐藤 榮作君
文部大臣	灘尾 弘吉君
農林大臣	三浦 一雄君
国務大臣	青木 正君
国務大臣	池田 勇人君
国務大臣	三木 武夫君
政府委員	
内閣官房長官	赤城 宗徳君
法制局長官	林 修三君
大蔵省主計局長	石原 周夫君
農林省蚕糸局長	須賀 賢二君
通商産業 政務次官	中川 俊思君

五	佐野 廣君
二二八	田中 茂徳君
五	六月二十四日議長において、左の通り議席を変更した。
二二	最上 英子君
七二	榊原 亨君
七五	白井 勇君
七六	田中 茂徳君
八三	小林 武治君
一〇〇	寺尾 豊君
一〇一	平井 太郎君
一〇五	石井 桂君
一〇六	木島 虎蔵君
一〇七	佐藤清一郎君
一一四	吉田 萬次君
一二〇	横川 信夫君
一二八	小澤久太郎君
一三〇	小幡 治和君
一四〇	永野 護君
一五四	佐野 廣君
一五五	高橋 衛君

参議院會議録第五号(その二)中正誤	参議院會議録第六号中正誤
ベシ段行 誤 正	ベシ段行 誤 正
三 終り 九 このようた このようた	三 終り 九 このようた このようた
ベシ段行 誤 正	ベシ段行 誤 正
三 終り 一 検察官の 検察官は	三 終り 一 検察官の 検察官は
三 終り 二 検察官の 検察官は	三 終り 二 検察官の 検察官は
三 終り 三 検察官の 検察官は	三 終り 三 検察官の 検察官は
三 終り 四 検察官の 検察官は	三 終り 四 検察官の 検察官は
三 終り 五 検察官の 検察官は	三 終り 五 検察官の 検察官は
三 終り 六 検察官の 検察官は	三 終り 六 検察官の 検察官は
三 終り 七 検察官の 検察官は	三 終り 七 検察官の 検察官は
三 終り 八 検察官の 検察官は	三 終り 八 検察官の 検察官は
三 終り 九 検察官の 検察官は	三 終り 九 検察官の 検察官は

明治三十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価 一部 十五円
(租し良質紙は二十四円)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九四三三三 一五五五五